

規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）  
を受けた対応について

平成30年9月  
文部科学省

# 規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）抜粋

## 5. 投資等分野

### (2) 個別実施事項

#### ④ I T時代の遠隔教育

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	遠隔教育の本格的推進のための施策方針	遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる。	平成29年度検討開始、平成30年度上期結論・措置	文部科学省
14	免許外教科担任の縮小に向けた方策	a 免許外教科担任という専門外の教員が授業を行っていることによる教育の質及び教員の負担の問題について、現状においても実施可能な遠隔授業の推進や研修の充実等を各都道府県教育委員会に促すことにより、教育の質の向上及び教員の負担軽減を図る。 b 免許外教科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するような場合等に限られるよう、各都道府県教育委員会に指導する等によって段階的に縮小すべく、免許外教科担任の許可について実態を調査し、これを踏まえて許可を行う場合の考え方や留意事項等について検討し、整理する等制度の在り方の見直しについて検討する。	a:平成29年度以降継続的に実施 b:平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	文部科学省
15	高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決	平成27年4月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授業」における著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討・結論・措置	文部科学省
16	情報セキュリティポリシーの策定	学習系システム（学習用教材等を扱うシステム）には児童生徒が自由にアクセスするなどの学校の特性を踏まえてI C Tを活用した教育が実施できる環境を整備する観点から、速やかに教育版の情報セキュリティポリシーのガイドラインを策定する。	平成29年度上期検討・結論・措置	文部科学省

# 遠隔教育の推進に向けた施策方針について（案）

## 1. 検討の趣旨・背景

- 教育の質の向上の観点から遠隔教育を推進するためには、遠隔教育が効果的な学習場面や、遠隔システムを活用する際の課題・留意点等について検討を行い、改善・充実を図っていくことが必要。
  - ※「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）においても、「遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる」（平成30年度上期結論・措置）とされている。
- このため、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」を、平成30年6月に設置し、遠隔教育の推進に向けた施策方針の取りまとめに向け、議論を進めてきたところ。

## 2. 遠隔教育の特質と課題

※ 本方針における「遠隔教育」は「遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育」をいう

### 【遠隔教育の特質】

- 遠隔システムの活用により、学校同士をつないだ合同授業を実施したり、遠隔地の専門家の話を聞いたりすることが可能になるなど、対面授業だけでは実現できない活動も可能。
- また、様々な事情により、対面授業を受けることが困難な児童生徒にとって、遠隔教育は、学習機会の提供という観点から重要な役割を果たすもの。
- ただし、教師と児童生徒、児童生徒同士の日常的な直接の触れ合いが教育の基盤であり、遠隔教育が効果を発揮する前提として、その基盤が成立していることが不可欠。

### 【遠隔教育を推進するに当たっての課題】

- ① 教育関係者の理解が十分ではなく、一人一人の児童生徒の状況等に応じた学習機会を提供するという観点から、遠隔教育を効果的に活用する余地がある。
- ② 配信側において児童生徒の細かい表情や動作等が把握できないため、適時・適切な指導や声かけ、的確な学習評価に限界がある。受信側においてケガ等のリスクがあり、安全に授業を行う上での十分な配慮と対応が必要（実験、調理実習等）。実践の蓄積が少ないため、効果的に行う指導方法等が明確とは言えない。
- ③ 機器等のトラブルにより、授業の進行に支障が生じるリスク。
- ④ 遠隔システム等の整備に大きな費用が生じ、財政的な負担が生じる。

### 3. 課題を踏まえた推進方策

#### 課題①：一人一人の状況等に応じた学習機会を提供する観点からの遠隔教育の効果的な活用が不十分

➤ 遠隔教育の**効果を期待しやすい学習場面や目的・活動例等を類型化**

学習場面	合同授業型	教師支援型	教科・科目充実型 (高等学校段階のみ)	個々の児童生徒への対応
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な意見や考えに触れて学びを深めたり、社会性を涵養したりする機会の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門性の高い外部講師等の活用による指導の充実</li> <li>興味・関心を喚起する学習環境の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校において生徒に多様な選択を可能とする学習環境の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な事情により、通学が困難な児童生徒の学習機会の確保</li> </ul>
活用例	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模校同士をICTでつないだ合同授業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A L Tや専門家の活用</li> <li>博物館や美術館等と連携した学習</li> <li>専門性の高い教師による免許外教科担任への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進的な授業の実施（論述に関する学校設定科目等）</li> <li>小規模校等での多様な科目（理科・地歴等）の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童生徒に対する自宅等での遠隔教育</li> <li>病気療養児（※2）に対する病院・自宅等での遠隔教育</li> </ul>
送信側免許	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該教科の免許状を保有する教師（※1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>免許状を保有しない外部講師や免許状を保有するベテラン教師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該教科の免許状を保有する教師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該教科の免許状を保有する教師</li> </ul>
受信側免許		<ul style="list-style-type: none"> <li>当該教科の免許状を保有する教師（※1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該校の教師であれば、免許状の教科は問わない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童生徒については、教師の有無は問わない（学習者のみでも可）</li> <li>病気療養児の場合（※3）</li> </ul>
学習評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>各校の教師が実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受信側の教師が実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両校の教師が合同で実施（単位認定が可能）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校児童生徒について、「出席扱い」とし、評価に反映。</li> <li>小・中学校段階の病気療養児に対する病院等での遠隔教育については、受信側に当該校の当該教科の免許状を保有する教師がいない場合、「出席」とはならず、評価の対象外。</li> </ul>

※1 免許外教科担任を含む

※2 疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒

※3 【小・中学校段階】当該教科の免許状を保有する教師

【高等学校段階】文部科学大臣の指定を受けた高等学校では教師の有無は問わない。特別支援学校高等部の訪問教育では当該校の教師であれば免許状の教科は問わない（オンデマンド型の場合は教員の有無は問わない）。また、教科・科目充実型の仕組みを活用することも可能

- 中学校・高等学校等における教科指導の充実の観点から、**遠隔システムを活用した免許外教科担任への支援を促進。**
  - ➡ 専門性の高い教師が免許外教科担任とともに授業を行うことにより、授業の質を高めるとともに、当該担任の資質能力が向上
- **小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育**については、病気療養児の学習機会の確保や学習意欲の維持・向上、円滑な復学につながるなどの効果が見られることから、一定の要件の下で、**「出席扱い」とし、評価に反映できるよう、措置**することが適当。
- 不登校児童生徒に対し、遠隔教育も含め、自宅等における **I C T 等を活用した学習活動を促進。**
  - ➡ 実施にあたっての留意事項や実際の取組事例について学校関係者に周知

## 課題②：適時・適切な指導や声かけ、的確な学習評価に限界があるなど指導上の課題

- ガイドブックの作成・配布や各種会議での広報・周知等を積極的に進め、これまでの優れた実践例や課題の解決例を発信
  - **効果を期待しやすい学習場面**の整理
  - 遠隔教育の効果を高めるための**体制整備のポイント**の整理  
(例：教育委員会と学校が一体となった体制、I C T 支援員の活用、異動を見据えた機器の管理や知識・技術の蓄積)
  - 効果的・継続的な遠隔教育を実施するための**教員研修の具体的項目**の整理
  - **指導上・安全管理上の留意点等**について整理



相手校の発表に質問をしている様子



A L T と会話をしている様子

### 課題③：機器等のトラブルにより、授業の進行に支障が生じるリスク

- ▶ 主なトラブルとその対策例の発信や、ICT支援員・ICT活用教育アドバイザーの活用
  - トラブルが発生する可能性が低減する導入例の提示
  - 生じうる主なトラブルと対策例を整理  
(例：ハウリングが起きにくい機器の配備例、遠隔システムの接続が不安定な場合の対処例)
  - 機器等の準備や授業中の操作などを行うICT支援員の配置促進（4校に1人配置できるよう地方財政措置）
  - 遠隔教育の導入を含め、自治体のニーズに応じたICT活用教育アドバイザーの派遣

### 課題④：財政的な負担

- ▶ 各自治体が、地方財政措置も活用しつつ、遠隔教育に係る整備を進めることができるよう、目的に応じたICT環境構成モデル例や機器の活用事例の発信による、効率的・効果的な整備促進
  - 学習活動に応じて必要となる機器・費用を例示し、期待される教育効果を示すことにより、各自治体における予算措置・環境整備を促進  
(web会議システムの利用例：初期費用93万円(+年15万円の利用料)  
ビデオ会議システムの利用例：初期費用180万円) ※1教室当たり
  - 遠隔授業以外におけるICT機器の活用事例の提示  
(例：学習者用コンピュータ、協働学習用ツール、デジタル教材)



Web会議システムを利用した例

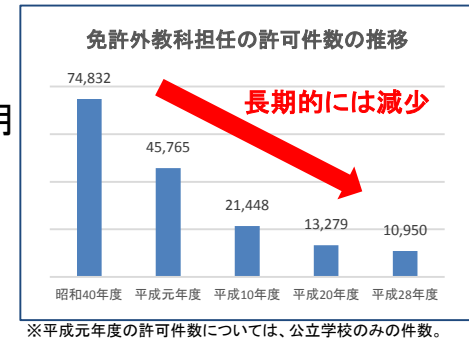
# 【概要】免許外教科担任制度の在り方に関する検討会議報告(案)

## 免許外教科担任制度

- ・ある教科の免許状を保有する教師を採用できない場合に、1年以内の期間を限り、都道府県教育委員会の許可により、当該教科の免許状を有しない教師に当該教科の教授を担当させる制度
- ・昭和20年代に免許状を有する教師が全国的に不足する中で導入されたが、現在は個別の事情によりやむをえず生ずる配置のニーズを適時に調整するために制度を利用
- ・免許外教科担任の許可件数は長期的には減少
- ・中学校では美術、技術、家庭、高等学校では情報や職業に関する教科を中心に、特に小規模校で制度を利用

### 許可件数の多い上位3教科

【中学校】	【高校】
家庭: 2181件	情報: 1248件
技術: 2146件	公民: 394件
美術: 938件	工業: 336件



## 対応の方向性

- ・近年の教師の需給の動向や今後の人口減少に伴う小規模校増加の可能性等に鑑み、免許外教科担任制度は存続
- ・ただし、同制度の利用を可能な限り縮小させるための取組を行う
- ・どうしても免許外教科担任が必要な場合には、遠隔教育の利用など、担当教師への支援や研修を充実

## 文部科学省の主な対応策

- ①免許状取得要件の弾力化  
複数教科の免許状の取得を促進するため、免許状の取得要件を弾力化
- ②大学間の連携・協力による養成・研修体制の確保  
教員採用数の少ない教科について、大学間の連携・協力により教職課程を設置する仕組みを検討
- ③現職教員以外の多様な人材の活用  
退職教員、民間の人材等が、適時・適切に教壇に立てるよう、免許状更新講習の受講の弾力化や特別免許状・臨時免許状を積極的に活用
- ④免許外教科担任の授業の質の向上  
・「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」がまとめた「遠隔教育の推進に向けた施策方針」に基づき、遠隔システムの活用による免許外教科担任の授業の質の向上を促進  
・免許外教科を担当する教師の資質向上のため、放送・通信・インターネットによる講習を開発
- ⑤運用指針の提示  
免許外教科担任の運用指針を都道府県教育委員会に示し、厳格な運用や担当教師への支援等を要請